

令和 5 年 5 月 1 1 日

瑞穂町教育委員会
教育長 鳥海俊身様

瑞穂町文化財保護審議会
会長 平山和治

町指定天然記念物「御嶽神社の櫨」の危険排除措置の方針について（答申）

令和 5 年 2 月 2 日付瑞教函発第 2 5 号にて諮問されたことについて、現地調査及び所有者へのヒアリング調査を踏まえた審議の結果、下記のとおり答申します。

記

町指定天然記念物「御嶽神社の櫨」の危険排除措置の方針

昭和 4 8 年に天然記念物に指定された「御嶽神社の櫨」は、推定樹齢 3 5 0 年とも言われる大樹で、かつて御嶽神社には何本もの櫨があった考えられている中、現在まで残されている貴重な一本です。

また、明治 1 2 年頃、石畑の大工であった吉岡助右衛門が御嶽神社にある櫨を使って「石畑の山車」（町指定有形民俗文化財）を建造したと伝えられています。

地域の歴史を今日まで伝えているこの大櫨ですが、自然災害等による度重なる損傷により、指定当時の樹形からは大きく姿を変えています。また、樹勢にも衰えが見られ、大枝の落下などの事故の発生も危惧される状況にあります。

これまでにこの櫨を保存していくため、平成 1 6 年と令和 2 年に樹木医による樹木診断を、平成 2 2 年には土壌改良措置をそれぞれ実施しています。

樹木診断で現在の樹勢は「著しく不良」で、「著しい被害がみられる」状況にあると判定されています。樹木医の見解では、土壌改良措置を実施した範囲内では発根が見られるため、既存の多数の枝葉を伸長させるだけの力を有していますが、いずれ発根が行き詰まり、急速に衰退へと向かうと指摘されています。また、枝葉が伸長し枝の根元に重量がかかることで、枝が裂け、落下する恐れがあることも指摘されています。

以上の樹木医の学術的見解と文化財保護審議会で実施した現地調査及び所有者への聞き取り調査を踏まえた審議の結果、境内及び周辺住民の安全確保を最優先とした措置を取ることが望ましいと考えます。また、何らかの具体的な措置を実施するまでの間、櫓の周囲に注意喚起を行うなど、当座の安全確保についての対応も検討する必要があります。

なお、御嶽神社の櫓は地域の住民に親しまれ、長い歴史を共に歩んできた貴重な文化財です。危険排除の措置については、地域の関係者等に丁寧な説明と合意形成を行いながら実施していただくようお願いします。